

〔9条改悪反対意見広告〕

賛同の期限は四月十六日（土）です!!

市民意見広告運動・事務局

◇◇賛同金、増え始める!!◇◇

「憲法9条を変えることに反対する意見広告運動」は、五月三日（憲法記念日）の全国紙数紙への掲載をめざして、最終ラウンドに入りました。賛同の期限は四月一六日（土）です。本紙が読者のみなさんのお手元に届く時期から必着の期限まで、およそ三週間しかありません。これまでに寄せられた賛同金は三月一二日現在、一五三〇万円で、目標額の三分の一をやっと超えたところです。

しかしこのところ振替用紙付チラシの送付要請が電話、FAX、メール、封書で相次ぎ、賛同金も連日、続々、届いています。運動のホームページが多くの反戦・反改憲市民運動のそれにリンクされたことが大きな力になっています。しかも今春、全国各地で憲法9条の改悪に反対するグループが次々に結成されつつあり、その多くが私たちの意見広告運動を成功させようと協力を申し出ているので、運動全体にいよいよ勢いが出てきました。寄せられる振替用紙の通信欄やFAXなどに、その様子がありありと見てとれます（パソコンを持っている人は、この運動のホームページのメッセージ欄をご覧ください）。

賛同金がどんどん増え始めたのは、何より改憲の足音が高く強く近づいてきたからでしょう。「これは大変だ、危うい情勢になってきた、何とかしなければ」と思う人びとが、賛同はまだ間に合うでしょうかと電話をします。ですから事務局の実務は日ごとに増大しています。十数名のボランティアを含む事務局は、元気を出し合って文字通り奮闘しています。とても好評の「九条実現」ポスター（本紙巻末参照）の受注もいよいよ増えてきました。

◇◇どんどん近づく憲法改悪◇◇

ここで憲法改悪をめぐる状況を冷静に見ておきましょう。本紙前号でも触れましたが、五年前衆参両院に設置された憲法調査会は四月に最終報告書を出して役割を終えます。報道によれば、衆院の調査会は四月一四日、参院の調査会は同月二〇日に最終報告書を提出する予定です。そして両報告書には「憲法改正が多数意見」と明記されます。それが改憲に向けた布石であることは言うまでもありません。

報告書提出後、あるいはその直後、国会法

「改正」案が提出されそうです。それは憲法改正手続きを規定した第九六条には国会のどの機関でどのように「改正」を審議するかを記していないからです。そこで自民・公明連立与党は、ほんらい単なる調査機関であり、法案提出権を持たず、まもなく役割を終えるはずの憲法調査会の性格を変え、調査会に憲法改正の法案提出と審議の権限を与えようとしています（同調査会の性格変更ではなく新たに憲法委員会を設置するというニュースもあります。思惑は同じでしょう）。そうなると、新たな同調査会に国民投票法案が提出されます（後述）。自民・公明連立与党は民主党とともに同法案を一気に成立させるつもりで、同法案が成立すれば、あとは（憲法のどこをどう変えるか）に焦点が移されます。他の法案の扱いもあるのです。この一連の動きにはまだ予測がむずかしい面がありますが、改憲派は改憲手続きの制度化を急いでいます。事態が四月後半あたり急速に動き始めると見て警戒を強めましょう。

◇◇姿を現わした「新憲法草案骨子」◇◇

一方、改憲の具体的な中身についても、事

態は進行しています。自民党新憲法制定推進本部（本部長・小泉純一郎首相）に置かれた新憲法起草委員会（委員長・森喜朗前首相）は立て続けに各小委員会を開いて新憲法草案の策定を急いでいます。同党は立党五〇年の今年一月一日に草案を発表しますが、その前段として四月末に起草委員会が試案を提出することにしています。それはこれまでの議論を集約するもので、以下概要を紹介します（出典・三月六日付『産経新聞』）。

新憲法草案骨子

【前文】歴史、伝統、文化を盛り込む▽国民が自主制定した憲法であることを記述▽国民主権、基本的人権の尊重、積極的平和主義を明記

【天皇】象徴天皇を維持し現行憲法と同じ第一章に規定

【安全保障・非常事態】自衛隊を軍と位置付け▽自衛権保持を明記し集団的自衛権行使を容認▽軍事裁判所を導入▽国家非常事態規定を新設

【国民の権利・義務】国防の責務を導入▽政教分離原則の緩和▽環境権、知る権利などの追加

【国会】二院制堅持

【内閣】首相公選制は見送り▽国務大臣の国会出席義務を緩和

【司法】憲法裁判所は見送り▽最高裁判事の国民審査手続き見直し▽裁判官報酬の減額禁止規定の訂正

【財政】健全財政主義の明記▽私学助成容認
【改正・最高法規】憲法改正要件の緩和▽憲法改正の国民投票は国政選挙とは別の日時に実施

起草委員会による個別の条文の策定は今後の作業にゆだねられ、これは骨子に過ぎませんが、自民党新憲法草案の輪郭として重要です。ここでは右の内容のすべてについて解説できませんが、たとえば前文では日本の歴史・伝統・文化に触れた「日本の姿」（かつての「国体」と変わりません）が強調され、国民が「国を守る」ことや「国を愛する心」などの表現が盛り込まれます（前文「小委員会の委員長は中曽根康弘元首相」。「積極的平和主義」とは自衛隊の海外派遣（海外派兵）によって「国際貢献」を進めるということです）。

9条については、自衛のための戦力として自衛隊を軍と位置づけます（名称の候補は「自衛軍」「防衛軍」「国防軍」など。問題の「集団的自衛権」については、文言を明記しません）。「自衛権」を明記すればそれに「集団的自衛権」も含まれるから（！）具体的内容は別に制定される「安全保障基本法」で定義されるというのです。「集団的自衛権の行使」が、世界のどこでも日米両軍が共同作戦を繰り広げることであることは明らかですが、そこをできるだけ問題にされないよう、言葉の解釈と別に制定される法律で逃げ切ろうとしています。これは詐欺的な手法です。また見逃す

ことができないのは、「国家非常事態」規定の新設です。これは、国の独立と国民の生命を守るため、有事や大規模テロ・災害時に首相が「国家非常事態」を宣言できるというもので、要するに（戒厳令）のことです。首相が自治体や国民に命令することができ、それは先述の「安全保障基本法」で規定されるといいます。しかも「国家非常事態」宣言下では基本的人権の制限が当然のこととされます。

ここでは最後に「国防の責務」と「政教分離原則の緩和」に触れておきます。「国防の責務」の責務は義務ではなく「努力規定」に過ぎないというのですが、責務とは「責任と義務、あるいは責任のある努め」を意味します。

実際に首相が「国家非常事態」を宣言し自治体や私たちに命令を発したとき、「国防の責務」という言葉がどのような威力を発揮するか、想像するだに恐ろしいことです。「政教分離原則の緩和」は、習俗と化している宗教行為は「政教分離原則」に抵触しないとして、国（政府）による宗教への介入や利用の余地を拡大し、首相や天皇の靖国参拝を合憲化するものです。自民党は象徴天皇制を維持するふりをして、実は宮中祭祀を公的行事にすることを狙っています。その動きと「政教分離原則の緩和」とを合わせて考えると、新憲法制定による全面的・根本的国家―社会改造計画の核心として象徴を超える天皇制が構想されていることが見えてきます。つまり自民党は市場原理のグローバル化が強行される弱肉

強食の世界で日本が大国・強国として生き残るために、日本資本の海外権益を軍事力で防衛しつつ、「戦争をする国」にふさわしい国家―社会への転換をめざし、現憲法型でも旧憲法（大日本帝国憲法）型でもない第三類型の新憲法体制を造り上げようとしているのです。教育基本法改悪の動きは、まさに憲法改悪（明文改憲）を先取りするものですが、めざすところは「戦争をする国」に従順で「国防の責務」を強く自覚する「国民」を育てることです。自民党の新憲法草案骨子には、それと同じ文脈で「環境権、知る権利などの追加」に思想・表現の自由や報道の自由の制限が含まれていることも指摘せねばなりません。

◆◆私たちに論議をさせぬ国民投票法案◆◆

国民投票法案については、昨年末、自民・公明両党間で合意された「法案骨子」（以下、骨子）がありますが、まだ成文化されていません。しかし二〇〇一年一月に憲法調査推進議員連盟（いわゆる「改憲議連」）が作成した「日本国憲法改正国民投票法案」（以下、法案）があるので、日本弁護士連合会（日弁連）の法案批判の意見書（本年二月一八日）を参考に問題点を略述します。

●投票権は満二〇歳以上の日本国民に限定されます。

●法案は国民投票の期日を国会が発議した日から起算して「六〇日以後九〇日以内」とし

ていますが、最近の骨子は「三〇日以後九〇日以内」と短縮しています。これは国民から議論の機会を奪うに等しいことです（日弁連）。

●内閣の告示は「少なくとも国民投票の期日の二〇日前」ですが、周知期間が余りに短く、どさくさまぎれに改憲を強行する底意が透けて見えます。

●投票の方式は、改正に賛成する場合は投票用紙に○をつけ、反対の場合は×をつけることになっていきます。アナタハ改正に反対スルノカ……。

●現憲法九六条は改正について「投票においてその過半数の賛成を必要とする」と規定していますが、法案は「有効投票総数の過半数」としてあります。投票総数の過半数でも有権者総数の過半数でもないのです。しかも「有効投票総数の過半数」を確保するために、有効投票を減らそうと、無効票を細々と規定しています。

●法案は改正条項をたばねて一括投票にするのか、条項ごとの投票にするのかという最も重要なことを明らかにせず「国会で決める」としてあります。しかも最近の骨子はさらに後退して「別に定める法律の規定による」とし、一括か個別かをまったく明らかにしていません。日弁連は、条項ごとの発議と投票方法にすべきと主張していますが、国の基本法である憲法の改定を問うのですから当然のことです。

●さらに問題なのは、法案も骨子も投票率に

ついての規定を欠いていることです。低投票率でもとにかく改憲できればいいと考えているからです。

さらにとんでもない問題があります。法案は改正の是非をめぐる運動を「国民投票運動」と呼び、それを丸ごと禁圧しています。まず何人も投票の結果を予測してそれを公表してはならないとされています。これでは議論さえできません。マスメディアについては「新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、国民投票に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができず」となっています。言論・表現の自由、報道の自由が完全に踏みにじられるばかりか、法案には禁圧が破られた場合は「懲役若しくは禁固又は罰金に処する」と記されています。憲法改悪を強行するにあたって、現憲法で保障されている基本的人権は（あらかじめ）蹂躪されるのです。国民投票法案は明白に現憲法に違反する稀代の悪法案と言わねばなりません。

改憲の足音が否応なくどんどん近づいてきます。「憲法9条を変えろ」ことに反対する意見広告運動」を大成功させ、憲法改悪の動きを押しとどめようではありませんか。全国のみなさん、ともに力を尽くしましょう。あくまで前を向いて憲法9条の実現を求め、みんなががんばりましょう！

〈意見広告〉 寄せられたメッセージの一部

○九州・熊本の中の山の老人です。何かしないと、動かないと、未来があぶない。老骨に（やさしく）ムチ打って、出来ることから……。（H・M 熊本県人吉市）

○組織に属していても、個人で何かせずにはられない気持ちです。（W・M 北海道帯広市）

○武器を持つデメリット（つまり戦争がおきるかもしれないという事）より、武器を捨てるデメリット（つまりアメリカに背くという事）の方を恐れている人が多いんだあとと最近感じました。（M・Y 兵庫県姫路市）

○絵本屋をやっています。友人の店（玄米定食屋、レゲエバー、パン屋、喫茶店etc）

にもおいてもらい、この運動を高山で広めようと思っています。（N・T 岐阜県高山市）

○ものを言えなくなる事がどんなに恐ろしいことかを思います。戦争の現実が如何に悲惨なものか、そして戦争のおろかさを見ると、その力を戦争を起こさないことに使いたいと思います。（S・H 長崎県佐世保市）

○日米安保条約を廃棄してアジアの大半の国がそうであるように、非同盟、中立の国を作り上げることが大切であると思います。（N・A 茨城県ひたちなか市）

○少額ですが、母子家庭で生活が苦しいので許して下さい。子供達の生きる未来を少しで

も明るくする為に、何としても戦争を阻止したいです。イラクの現状を想うととても心が痛みます。（匿名希望 東京都東村山市）

○長兄は日中戦争で戦死した（22歳の若さで）。戦争に行つた次兄は戦闘を語ることなく死した。末弟の私は声を大にして言いたい。憲法改悪、戦争反対！（池田陽一 神奈川県横浜

浜市）

○目標額達成をお祈りします。（芝生瑞和 東京都渋谷区、二〇〇五年三月三日、逝去）

○亡き妻の遺志を継ぎ、平和への祈りを込めて。（吉田清 埼玉県蓮田市）

○求職活動ただ今、18連敗中……。くすん、今年中に就職できるのでしようか。でも、頑張る！（匿名希望 香川県高松市）

○憲法9条を今こそ使わなくっちゃ!!（山田泉 大分県豊後高田市）

○空襲で逃げまどった体験、焼け出されて住居もなく過ごした幼い頃の記憶は大きなトラウマになっています。再びあの様な体験は真つ平ごめんという思いです。（伊村多賀子 東京都狛江市）

○満3歳で敗戦、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）から引き揚げてきた私は、幼いながらも「平和」を実感しながら育ち、六〇年を迎えようとしている。あまりにも9条に頼りすぎていたのでしょうか。足許がくずれていくような今の状況を孫たちに手渡すわけにはいきません。（匿名希望 香川県高松市）

○まちがいなく多数派である私たちがこんな

「苦闘」を続けざるをえないのは？ そうか「苦」と思うのがまちがいだ！ S・Y 東京都新宿区）

○昭和16年（一九四一年）12月8日のラジオ放送の声、思い出す度に腹が煮えくりかえります。なんで？ なんで？ 誰のために？ トージョウヒデキ、ヒロヒト……、私、この人生終わったら、地獄であいつらにうらみをはらしてやります。（田中美千子 岐阜県多治見市）

○中越地震被災地の小国町からも運動に参加したいと思えます。（小松 栄 新潟県刈羽郡小国町）

○特に小熊英二さんの賛同が目を引きました。学生なりにメール等で積極的にピールしたいと考えています。（N・T 京都府京都市）

○終戦の日、小学生だった私は、もう空襲におびえることなく安心して眠れるとホッとしました。あの日の晴れ渡った青空とコウコウと灯つた夜の電気は忘れられません。新しい憲法が出来たとき、もう戦争はしない国になると、うれしかったです。（沖野かよ子 愛知県瀬戸市）

○勢いで戦争への歯止めをはずしてはならない。踏みとどまろう。考えよう。もつとじつくり。（S・I 愛知県知立市）

○私は少年兵として九死に一生を得た体験から意見広告の趣旨に賛同します。（H・K 石川県金沢市）